

四日市市調達公告

下記のとおり一般競争入札を行うので、四日市市契約施行規則（昭和39年四日市市規則第12号）第23条の規定に基づき公告する。

令和5年10月 6日

四日市市長 森 智広

記

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 物件名 霞ヶ浦野球場仮設事務所賃貸借
- (2) 設置場所 霞ヶ浦第3野球場（四日市市大字羽津甲地内）
- (3) 概要 仮設事務所の設計、建設、賃貸借
- (4) 委託期間 契約の日から令和7年9月30日まで

2 参加資格に関する事項

一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 入札の公告の日において、四日市市入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）の『物品・業務委託』の「リース・レンタル」において掲載されている者。
- (3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定の一級建築士事務所の登録をしている者。
- (4) 本賃貸借物件の設計期間中に、管理技術者（1級建築士に限る）を配置することができる者。
- (5) 本賃貸借物件の工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可（特定又は一般（建築工事業）に係るものに限る。）を受けている者。
- (6) 本賃貸借物件の設置工事期間中に、請負金額が設置工事について8,000万円以上になる場合、監理技術者を専任させ、かつ現場代理人を常駐配置させることができる者。なお、監理技術者は現場代理人と兼ねることができる。（監理技術者と現場代理人はそれぞれ1級建築施工管理技士または1級建築士に限る。）ただし、他の工事等で専任の監理技術者や現場代理人等になっている者は除く。また、本賃貸借物件の設計期間中の管理技術者と設置工事期間中の監理技術者は兼ねることができる。
- (7) 本賃貸借物件の設置工事期間中に、請負金額が設置工事について8,000万円未満になる場合、主任技術者を配置し、かつ現場代理人を常駐配置させることができる者。なお、主任技術者は現場代理人と兼ねることができる。（主任技術者と現場代理人はそれぞれ国家資格者（建築士または建築施工管理技士に限る。）、または10年以上の実務経験者に限る。）ただし、他の工事等で専任の主任技術者や現場代理人等になっている者は除く。

※ 下請金額が設置工事について7,000万円以上の場合、監理技術者の配置と特定建設業の許可が必要です。

また、工事を直接請け負う場合に配置される主任技術者または監理技術者及び現場代理人については、入札の申込を行う日以前に、所属建設業者との3か月以上の雇用関係にあることを要します。

※ 営業所の専任技術者は本件の請負金額が設置工事について8,000万円以上になる場合、現場代理人、主任技術者または監理技術者にはなれません。

- (8) 過去10年間（平成25年度以降）に、仮設事務所賃貸借を元請（JVは代表構

- 成員のみ)として履行した実績を有すること。
- (9) 入札の公告の日から入札の日までの間、市から入札参加資格停止の措置を受けている期間が無い者。
- (10) 入札の公告の日から入札の日までの間、四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年四日市市告示第28号)に基づく排除措置を受けている期間がない者。
- (11) 手形交換所による取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全でない者。
- (12) その他関係法令、規則等に違反していない者

3 入札参加資格の確認等

- (1) 入札への参加を希望する者は、次に定める書類を期限までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出書類

- (ア) 業務委託等一般競争入札参加資格確認申請書〔様式1〕
- (イ) 仮設事務所賃貸借の履行実績書〔様式2〕
- (ウ) 証明書類
- ・一級建築士事務所登録証の写し
 - ・建設業法の許可証明書
 - ・配置予定の技術者にかかる資格を証する書類及び直接かつ恒常的(3ヵ月以上)な雇用関係を証明する書類の写し等
 - ・上記(イ)の業務内容が確認できる「契約書(写)」及び「仕様書(写)」等

- イ 提出期限 令和5年10月19日(木) 午後3時まで
(郵送の場合は必着とする。)

- ウ 提出場所 四日市市役所 5階 総務部調達契約課

- エ 提出部数 各1部

- (2) 入札参加資格の審査結果通知等

- ア 入札参加資格が認められない者については、令和5年10月20日(金)に電話により通知する。入札参加資格が確認できた者には連絡しない。
- イ 入札参加資格が認められなかった者は、令和5年10月23日(月)午後3時までに書面により、その理由について説明を求めることができる。
- ウ 上記イの規定により求められた説明については、令和5年10月24日(火)までに書面で回答する。

4 仕様書に対する質問

仕様書に対する質問がある場合は、令和5年10月19日(木)午後3時までに書面により申し出ることができる。

なお、質問に対する回答は、令和5年10月23日(月)以降、総務部調達契約課及び四日市市ホームページ入札情報において供覧する。

5 現場説明会

本業務の現場説明会は行わない。なお、現場調査が必要な場合は、必ずスポーツ課に連絡をし、了承を得た上で行うこと。また、現場の従事者への質疑は行わないこと。

6 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は、免除する。

7 入札の執行

- (1) 日 時 令和5年11月 1日 (水) 午後2時00分
- (2) 場 所 四日市市役所 5階 第一入札室 (郵便入札)

8 入札条件

- (1) 様 式 : 入札書 (市指定様式)
- (2) 記載条件 : 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額) をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 再度入札 : 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行う。再度入札の回数は、原則として一回を限度とする。
- (4) 入札方法 : 本件は郵便入札で行う。
下記到着期限までに、入札書を下記送付先まで郵送すること。

9 郵便入札について

- (1) 入札書の送付先
郵便番号 510-8601 四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所 調達契約課行
- (2) 郵送方法
特定記録郵便・簡易書留郵便・一般書留郵便のいずれかで郵送すること
- (3) 入札書の到着期限
令和5年10月31日 (火) まで (必着)
期日までに届かなかった場合は、無効とする。
- (4) 郵便封筒記載事項
封筒には、入札日・入札時間・件名・入札者 (住所・氏名) を漏れなく記入のうえ、「入札書在中」と表示すること。封筒に必要事項の記載がないことにより、入札者及び入札件名の特定がし難いものは、無効とする。

10 入札の無効

次の各号に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者又は虚偽の申請を行った者のした入札。
- (2) 入札保証金を要する入札に際して、所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者のした入札。
- (3) 同一事項に対し、入札者及びその代理人がともに入札したとき若しくは1人で同一事項に対し金額の異なった2以上の入札をしたとき。
- (4) 金額、氏名その他入札に関する要件を確認しがたいとき、又は押印のない入札。
- (5) 入札者が協定して行った入札。
- (6) 入札に際して不正の行為があった入札。
- (7) 誤字または脱字等により意思表示が不明瞭である入札。
- (8) 金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札及び入札の日付を誤り、又はその記載のない入札。
- (9) 再度の入札の入札書に、それまでの最低入札金額と同額以上の金額が記載された入札。
- (10) 前各号に定めるもののほか、あらかじめ指示した条件に違反した入札。

- 1 1 支払い条件
仕様書に定める通りとする。
- 1 2 予定価格
本業務の予定価格の事前公表は行わない。
- 1 3 最低制限価格
本業務の最低制限価格は設けない。
- 1 4 その他
談合情報があったときは、入札を中止するか、又は入札の直前にくじを行い、入札に参加できる者の数を減ずることがある。

以上